

2012年2月13日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—税関総署公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第212号)

税関総署、輸入免税設備に係る規定を公布 ～改訂版『外商投資産業指導目録』施行に伴い関連手続を調整～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

税関総署は2012年1月29日付で、『税関総署公告2012年第4号』(以下、『4号公告』という)を公布しました。『4号公告』は、2012年1月30日に『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』(国家發展改革委員会・商務部令第12号、以下、『指導目録』という)が施行されたことを受け、『指導目録』の奨励類に該当する外商投資プロジェクトの輸入免税設備に係る手続の調整を行っています¹。

外商投資プロジェクトの輸入設備に対する免税措置については、2009年1月に改訂版『増値税暫定条例』(中華人民共和国國務院令第538号)が施行されて以降、固定資産の仕入税額控除が認められたことに伴い、従来は免税の対象となっていた輸入設備に係る増値税の徴収が復活。ただし関税は引き続き免税の対象となっていました。

『財政部、税関総署、国家税務総局公告2008年第43号』

- 2009年1月1日以降、『國務院の輸入設備に係る税收政策を調整することに関する通達』(国発[1997]37号)において国が發展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクトの輸入する自社用設備、外国政府借款および国際金融組織借款のプロジェクトに係る輸入設備、加工貿易において外国投資家が無償で提供する輸入設備ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品に対して、輸入段階における増値税の徴収を復活し、もとの規定の範囲内において関税の徴収を免除する。

『税関総署2008年第103号』

- 2009年1月1日以降、『國務院の輸入設備に係る税收政策を調整することに関する通達』(国発[1997]37号、以下、『通達』という)の規定に基づき、またはこれを準用して輸入租税優遇政策を享受する以下のプロジェクトおよび企業が輸入する自社用設備ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品に対して、輸入段階の増値税の徴収を復活するが、関税の徴収は引き続き免除する。
 - 国が發展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクト。
 - 外国政府借款および国際金融組織借款のプロジェクトに係る輸入設備。
 - 外国投資家が無償で輸入設備を提供する加工貿易企業。
 - 中西部地区の外商投資優位産業プロジェクト。
 - 『税関総署の外商投資に関する輸入税收政策をさらに奨励することに関する通達』(署税[1999]791号)において定める外商投資企業および外国投資家が設立する研究開発センターが自己保有資金を利用して行う技術改造プロジェクト(以下、「自己保有資金プロジェクト」という)。
 - ソフトウェア生産企業および集積回路生産企業。
 - 都市軌道交通プロジェクト。
 - 『通達』を準用して執行するその他の企業およびプロジェクト。

¹ 2011年度版『指導目録』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第209号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.209.pdf

『4号公告』では、2011年度版『指導目録』の奨励類に該当する外商投資プロジェクトで、投資総額以内で輸入する自社用設備については、別途規定のある場合を除き、従前同様、関税の免税措置が適用されると規定したほか、2012年1月30日より前に審査・承認、認可または届出を行った外商投資プロジェクトで、2007年版『指導目録』の奨励類に該当する場合は、引き続き関税の免除措置が適用されるなど、政策の過渡期における手続についても明確化を図っています。

『4号公告』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 外商投資プロジェクトの輸入設備に対する措置

『4号公告』では、2012年1月30日以降、2011年度版『指導目録』の奨励類に該当する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)に関し、投資総額以内で輸入する自社用設備などは、『外商投資プロジェクトにおいて免税としない輸入品目録』および『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に掲載されている商品を除き、関税の徴収を免除すると規定し、2011年度版『指導目録』施行以降も、従来同様、奨励類の輸入設備に係る免税手続が可能である旨、明確にしています。

『税関総署公告2012年第4号』

1. 2012年1月30日以降、『外資目録(2011年改訂)』における奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)に対して、投資総額以内で輸入する自社用設備、ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品は、『外商投資プロジェクトにおいて免税としない輸入品目録』および『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に掲載されている商品を除き、『国务院の輸入設備の税收政策を調整することに関する通達』(国発[1997]37号)、税関総署公告2008年第103号およびその他の関連規定に基づき、関税の徴収を免除し、規則に基づき輸入段階の増徴税を徴収する。

□ 『プロジェクト確認書』に係る手続

奨励類に該当する外商投資企業が、輸入設備に係る免税手続を行う場合、所在地の発展改革部門において『プロジェクト確認書』に係る手続を行う必要がありますが、『4号公告』では、『プロジェクト確認書』における「プロジェクト産業政策審査・承認条目」のコードを「M」とする旨、規定しています(具体例は図表1参照)。

【図表1】『プロジェクト確認書』の「プロジェクト産業政策審査・承認条目」 記入例

奨励類・第一類第1項	:	木本食用油の原料・調味料および工業原料の栽培および開発・生産(M0101)
奨励類・第三類第(一)条第1項	:	生物飼料・バイオマス飼料・水産飼料の開発・生産(M030101)

□ 過渡期における輸入設備の免税政策

- 2012年1月30日より前(1月30日を含まない、以下同)に審査・承認、認可または届出を行った外商投資プロジェクト(プロジェクトの審査・承認、認可または届出の期日を基準とする、以下同)で、2007年度版『指導目録』の奨励類に該当する場合、引き続き輸入関税の免税手続を行うことができる。ただし関連するプロジェクト単位は2013年1月30日までに、投資主管部門が発行する『プロジェクト確認書』(うち、「プロジ

ェクト産業政策審査・承認条目」は従前の審査・承認条目およびコードに基づき記入)などの関連資料を持
参の上、税関で減免税届出手続を行う必要があります。

- 2012年1月30日より前に審査・承認、認可または届出手続を行い、同時に2011年度版『指導目録』の奨励類に該当する場合、投資主管部門において2011年度版『指導目録』に基づき『プロジェクト確認書』(うち、「プロジェクト産業政策審査・承認条目」は「M」をコードとする)の発行を受けた上、税関で関連する輸入設備の免税手続を行うことができます。
- 現在建設中の外商投資プロジェクトのうち、2007年度版『指導目録』の奨励類には掲載されていないもの、2011年度版『指導目録』の奨励類に該当する場合、関連規定に基づき、投資主管部門に対して『プロジェクト確認書』に係る補足手続の申請を行った上、『プロジェクト確認書』を取得した後、建設中プロジェクトに係る自社用設備などについて、輸入設備の免税政策を受けることができます。ただし輸入設備がすでに徴税されている場合、税金は還付されません。

【図表2】 過渡期における輸入設備の免税政策

<p><u>2012年1月30日より前に審査・承認、認可、届出を行った外商投資プロジェクトで、2007年度版『指導目録』の奨励類に該当</u>する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 引き続き輸入設備の関税免除に係る手続が可能。 ✓ 関連手続のメ切は<u>2013年1月30日まで</u>。 ✓ 『プロジェクト確認書』の「プロジェクト産業政策審査・承認条目」は従前の審査・承認条目およびコードに基づき記入。
<p><u>2012年1月30日より前に審査・承認、認可、届出を行った外商投資プロジェクトで、同時に2011年度版『指導目録』の奨励類に該当</u>する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2011年度版『指導目録』に基づき、輸入設備の関税免除に係る手続が可能。 ✓ 『プロジェクト確認書』の「プロジェクト産業政策審査・承認条目」は「M」とする。
<p><u>現在建設中の外商投資プロジェクトのうち、2007年度版『指導目録』に掲載されていないが、2011年度版『指導目録』の奨励類に該当</u>する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 『プロジェクト確認書』に係る補足手続の申請を行った後、建設中プロジェクトに係る自社用設備などについて、輸入設備の免税政策が享受可能。 ✓ 輸入設備がすでに徴税されている場合、税金の還付不可。

『4号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および6ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

税関総署公告2012年第4号

2011年12月24日、国家発展改革委員会、商務部は第12号令として、『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』(以下、『外資目録(2011年改訂)』という、詳細は添付参照)を共同で公布し、かつ2012年1月30日より施行すると規定した。ここに税関の執行における関連問題について以下のように公告する。

1. 2012年1月30日以降、『外資目録(2011年改訂)』における奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)に対して、投資総額以内で輸入する自社用設備、ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品は、『外商投資プロジェクトにおいて免税としない輸入品目録』および『輸入において免税としない重大技術装備および製品目録』に掲載されている商品を除き、『国务院の輸入設備の税收政策を調整することに関する通達』(国発[1997]37号)、税関総署公告2008年第103号およびその他の関連規定に基づき、関税の徴収を免除し、規則に基づき輸入段階の増値税を徴収する。
2. 『外資目録(2011年改訂)』実施以降、『プロジェクト確認書』における「プロジェクト産業政策審査・承認条目」のコードは「M」とする。例えば『外資目録(2011年改訂)』における奨励類の第一類第1項は、木本食用油の原料・調味料および工業原料の栽培および開発・生産(M0101)と記入しなければならず、第三類第(一)条第1項は、生物飼料・バイオマス飼料・水産飼料の開発・生産(M030101)と記入しなければならない。
3. 政策の連続性を維持するため、2012年1月30日より前(1月30日を含まない、以下同)に審査・承認、認可または届出を行った外商投資プロジェクト(プロジェクトの審査・承認、認可または届出の期日を基準とする、以下同)に対して、『外商投資産業指導目録(2007年改訂)』における奨励類の範囲に該当する場合、引き続き規定に基づき輸入関税の徴収免除に係る手続を行うことができる。ただし関連するプロジェクト単位は2013年1月30日までに、投資主管部門が発行する『プロジェクト確認書』(そのうち、「プロジェクト産業政策審査・承認条目」は引き続き、もとの審査・承認条目およびコードに基づき記入すること)等の関連資料を持参し、税関に対して減免税届出手続を行わなければならない。期限を徒過した場合、税関は上述の減免税申請を受理しない。

2012年1月30日より前に審査・承認、認可または届出手続を行い、同時に『外資目録(2011年改訂)』の奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクトに対して、投資主管部門が『外資目録(2011年改訂)』の産業政策条目に基づき『プロジェクト確認書』を発行する場合(そのうち、「プロジェクト産業政策審査・承認条目」は「M」をコードとする)、税関は受理することができる。

4. 『外商投資産業指導目録(2007年改訂)』に記載されていない外商投資の建設中プロジェクトで、『外資目録(2011年改訂)』における奨励類の範囲に該当する場合、関連規定に基づき、投資主管部門に対して『プロジェクト確認書』の補足手続を申請することができる。『プロジェクト確認書』を取得した後、建設中プロジェクトに係る自社用設備、ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術および付帯部品・予備部品は、本公告第1条の規定に基づき、輸入税収に係る優遇政策を享受することができる。ただし輸入設備がすでに徴税されている場合、税金は還付しない。

以上

添付 : 外商投資産業指導目録(2011年改訂)(略)

2012年1月29日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

海关总署公告 2012 年第 4 号

2011 年 12 月 24 日，国家发展改革委、商务部以第 12 号令联合公布了《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》（以下简称《外资目录（2011 年修订）》，详见附件），并规定自 2012 年 1 月 30 日起施行。现就海关执行中的有关问题公告如下：

- 一. 自 2012 年 1 月 30 日起，对属于《外资目录（2011 年修订）》鼓励类范围的外商投资项目（包括增资项目），在投资总额内进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，除《外商投资项目不予免税的进口商品目录》和《进口不予免税的重大技术装备和产品目录》所列商品外，按照《国务院关于调整进口设备税收政策的通知》（国发[1997]37 号）、海关总署公告 2008 年第 103 号及其他相关规定免征关税，照章征收进口环节增值税。
- 二. 《外资目录（2011 年修订）》实施后，《项目确认书》中的“项目产业政策审批条目”编码为“M”，例如，《外资目录（2011 年修订）》中鼓励类的第一类第 1 项应填写为：木本食用油料、调料和工业原料的种植及开发、生产（M 0101）；第三类第（一）条第 1 项应填写为：生物饲料、秸秆饲料、水产饲料的开发、生产（M 030101）。
- 三. 为保持政策的连续性，对 2012 年 1 月 30 日以前（不含 1 月 30 日，下同）审批、核准或备案的外商投资项目（以项目的审批、核准或备案日期为准，下同），属于《外商投资产业指导目录（2007 年修订）》鼓励类范围的，可继续按照规定办理免征进口关税手续。但有关项目单位须于 2013 年 1 月 30 日以前，持投资主管部门出具的《项目确认书》（其中“项目产业政策审批条目”仍按原审批条目及编码填写）等有关资料向海关申请办理减免税备案手续。逾期，海关不再受理上述减免税备案申请。

对于 2012 年 1 月 30 日以前审批、核准或备案，同时属于《外资目录（2011 年修订）》鼓励类范围的外商投资项目，投资主管部门按照《外资目录（2011 年修订）》的产业目录出具《项目确认书》的（其中“项目产业政策审批条目”以“M”为编码），海关可予受理。
- 四. 对于未列入《外商投资产业指导目录（2007 年修订）》的外商投资在建项目，凡符合《外资目录（2011 年修订）》鼓励类范围的，可按有关规定向投资主管部门申请补办《项目确认书》。在取得《项目确认书》之后，在建项目进口的自用设备以及按照合同随设备进口的技术和配套件、备件，可参照本公告第一条的规定享受进口税收优惠政策，但进口设备已经征税的，税款不予退还。

特此公告。

附件：外商投资产业指导目录（2011年修订）（<http://www.customs.gov.cn/Portals/0/2010zsgg/12公告4fj.tif>）

二〇一二年一月二十九日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。